

## 豊山町農業委員会委員の候補者の推薦・募集要項

町農業委員の任期満了（令和8年7月19日）に伴い、次期委員の推薦の受付及び募集を行います。なお、推薦を受け、又は応募していただいても、必ずしもこれらの委員の候補者に確定するとは限りませんのでご了承ください。

### 1 推薦又は募集の対象

農業委員会委員の候補者

### 2 推荐又は募集の締切日

いずれも令和8年3月27日（金）まで

### 3 推薦又は応募の資格要件

推薦を受け、又は応募できるのは、次のいずれにも該当する方です。

- ① 令和8年7月20日現在で満20歳以上の方
- ② 法令等上兼職が禁止されている職に就いていない方
- ③ 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有していない方
- ④ 破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者でない方
- ⑤ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でない方

### 4 推薦又は応募の方法

別添の推薦書又は応募申込書に所要事項を記入の上、署名し、締切日までに豊山町役場2階建設課へ提出してください。なお、郵送による提出も可としますが、締切日必着でないと受け付けしません。また、提出された推薦書又は応募申込書は返却しませんのでご了承ください。

※ メール及びFAXによる提出は受け付けしません。

※ 法律等の規定により推薦書又は応募申込書に記載された事項は、住所事項を除き、全て公表となりますのでご承知ください。

※ 本籍地の市町村（住民課、市民課等）が発行する「身分証明書」を必ず添付してください。

### 5 候補者の選定

町長が必要と認めた場合は、選考委員会を設けてそれぞれの候補者を選考します。なお、期日を定めて面接を実施する場合があります。

### 6 結果通知

結果通知は、令和8年5月中旬以降に本人宛てに郵送する予定です。

### 7 個人情報の取扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

### 8 定数

7人

### 9 任期

任命の日（令和8年7月20日）から3年

## 10 職務

農地転用、農地の無断転用の防止・解消などの農地法等の規定に基づく農業委員会の権限に属する事項についての審議等のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などの農地の利用の最適化に関する事項についての審議等が主な職務となります。会議は、毎月1回（毎月28日前後）程度の開催となります。また、必要に応じ研修会等にも出席していただく場合があります。

## 11 身分及び報酬額

いずれも地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員で、豊山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬を支給します。

## 12 推薦又は応募の問合せ先

〒480-0292

西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地

豊山町役場 2階 産業建設部建設課内 農業委員会事務局

電話 0568(28)0380

FAX 0568(29)3151

メール [doboku@town.toyoyama.lg.jp](mailto:doboku@town.toyoyama.lg.jp)